

障 障 発 0 1 1 4 第 1 号  
平成 2 2 年 1 月 1 4 日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における新型インフルエンザ（A/H1N1）  
ワクチンの接種について

標記について、障害福祉サービス事業所等（その範囲は別紙のとおり。）の利用者間においても新型インフルエンザの感染が確認されており、重症者の発生をできる限り減らすために、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「新型インフルエンザワクチン」という。）の接種について適切な指導をお願いしたい。

また、障害福祉サービス事業所等における新型インフルエンザワクチンの接種費用について下記のとおり取扱うこととするので、管内市町村及び管内障害福祉サービス事業所等に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

1 新型インフルエンザワクチンの接種費用について

障害福祉サービス事業所等の利用者に係る新型インフルエンザワクチンの接種費用（公費により負担される者については、一部実費徴収される費用。以下同じ。）については、原則として本人等の負担となるが、当該事業所等の判断により運営費から支出して差し支えないこと。

ただし、知的障害児施設等（通所施設を除く。）に入所する障害児等（契約により知的障害児施設等に入所している者を除く。）に係る今季の新型インフルエンザワクチンの接種費用については、当該施設において措置費の医療費として支出するものとする

## 2 その他

障害福祉サービス事業所等における新型インフルエンザの感染予防等については、関係者が正確な情報を収集・共有し、これに基づき行動することが重要である。

また、都道府県においては、下記厚生労働省ホームページ・新型インフルエンザ対策本部のサイトから必要な情報を取得するとともに、現状を把握し、各事業所が適切な対策を講じるよう指導すること。

([http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info\\_local.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html))

なお、季節性インフルエンザワクチンの接種費用については、従来の取扱いのとおりにする。